

# 道路の改良工事等に伴い生ずる旧道の市町村引継事務処理要領

## 第1 趣旨

この要領は道路の改良工事等に伴い生ずる旧道のうち、新道部分が完成した後においても一般交通の用に供する必要があると認められる道路の市町村引継事務を適正に処理するために必要な事項を定めるものとする。

## 第2 旧道引継の確約書の徴取

- 1 広域本部土木部長又は地域振興局土木部長（以下、「部長」という。）は、改良工事等計画の樹立段階において、関係市町村長と協議を行い、すみやかに工事に伴い生ずる旧道区間を市町村道として認定する旨の確約書（別紙様式第1）を徴取するものとする。
- 2 部長は、前項の確約書を徴取後その写しをすみやかに土木部長へ送付するものとする。

## 第3 旧道引継箇所の現地立会協議

- 1 部長は、確約書の徴取後、すみやかに関係市町村長の立会いを求め、市町村道として引継が予定される箇所の現地踏査を行うものとする。
- 2 部長は、現地踏査において市町村長より道路の路面補修等の引継工事の要望がある場合は、当該工事施工内容等について相互に協議調整するものとする。

## 第4 覚書の締結等

- 1 部長は、現地立会協議後、すみやかに市町村長と「旧道引継に関する覚書（別紙様式第2）」（以下、「覚書」という。）を締結するものとする。
- 2 部長は前項の覚書締結後その写しをすみやかに土木部長へ送付するものとする。

## 第5 事業採択（認可）

- 1 部長は、市町村長が市町村道の認定及び区域の決定の告示後、その写しをすみやかに土木部長へ送付するものとする。
- 2 土木部長は、市町村道の認定及び区域の決定を確認後、当該改良工事等の事業採択（認可）の手続きを行うものとする。

但し、新道部分の詳細設計後、起・終点等の変更が予想される場合、土木部長は市町村道の認定をもって事業採択（認可）の手続きを行い、市町村長は詳細設計後すみやかに区域の決定を行うものとする。

## 第6 区域変更（新道区域編入）依頼

部長は、覚書の写し並びにこれに基づく市町村道の認定及び道路区域決定の告示の写しを添付し道路の区域変更依頼（シングルからダブルへ）を土木部長へ行うものとする。

## 第7 引継工事

- 1 部長は、区域変更（新道区域編入）後、引継工事時期及び引継工事等について道路保全課長と調整のうえ引継工事を施行するものとする。
- 2 部長は、旧道区間に他の国道又は県道の起点若しくは終点が位置する場合には旧道の一部区間を当該国道又は県道に編入するための道路区域変更依頼を上記依頼と併せて土木部長へ行うものとする。

## 第8 区域変更（旧道引継）依頼

- 1 部長は、引継工事が完了し旧道区域を市町村へ移管することが可能となった場合には当該区間の道路の区域変更依頼（ダブルからシングルへ）を土木部長へ行うものとする。
- 2 部長は、旧道区間に他の国道又は県道の起点若しくは終点が位置する場合には旧道の

一部区間を当該国道又は県道に編入するための道路区域変更依頼を上記依頼と併せて土木部長へ行うものとする。

#### 第9 引継区間の現地引継

- 1 部長は、引継工事が完了した場合には第8の1に掲げる区域変更依頼に先だち市町村長の立会いを求め、現地において引継工事箇所の確認を行うとともに引継区間の引渡しを行うものとする。
- 2 部長は、現地引継を行うにあたり、次の関係図書を併せて市町村長へ引継ぐものとする。
  - (1) 道路台帳図面
  - (2) 橋梁、トンネル等の主要な工作物にかかる図面
  - (3) 道路占用調書、図面

#### 第10 区域変更告示写しの送付

部長は、第8の1に掲げる区域変更依頼にかかる告示が行われた場合にはその告示写しを関係市町村長へ送付するものとする。

#### 第11 旧道処理台帳の整備

部長は、別紙様式第3の旧道処理台帳を作成し旧道の処理が完了するまでの間同台帳を調整保管するものとする。

#### 附 則

この要領は昭和55年5月6日から施行する。

#### 附 則（平成12年3月30日一部改正）

この要領は平成12年4月3日から施行する。

#### 附 則（平成25年3月28日一部改正）

この要領は平成25年3月28日から施行する。

#### 附 則（平成27年8月21日一部改正）

この要領は平成27年8月21日から施行する。

改正後の各条項に規定する事務処理は、施行日以降の旧道引継に係る協議から適用するものとし、既に発生している旧道については、従前の例による。

別紙様式第 1

## 確 約 書

熊本県知事

様

線（号） 工事が施行される場合において発生する旧道については、すみやかに市（町村）道としてこれを認定することを確約します。

また、旧道の引継工事施行を要望する場合において県から提示された工事費の範囲内で要望するものとし、旧道の引継ぎに関する具体的事項については〇〇広域本部（地域振興局）土木部長と協議のうえ「旧道引継に関する覚書」を締結することを確約します。

年 月 日

〇〇市（町村）長 名

## 旧道引継に関する覚書

号  
道の  
線

工事に伴い旧道となる下記区間を当該工事完了後

市（町村）道として引継ぐことに関して、熊本県知事（以下「甲」という。）と市（町村）長（以下「乙」という。）とは、次のとおり覚書を締結する。

### 記

1 引継区間

起点	地先から
終点	地先まで
延長	m

2 乙は上記引継区間について、次期 月議会で市（町村）道として認定議決を得たうえ、市（町村）道として認定告示を行い、すみやかに区域を決定し告示を行うものとする。

但し、甲の詳細設計に伴い旧道の起・終点等の変更が予想される場合、乙は甲と協議のうえ、市（町村）道の区域の決定を事業採択（認可）後すみやかに行うものとする。

なお、上記引継区間の管理は、甲が乙に引継ぐまでの間、甲において管理するものとする。

3 甲は、上記引継区間について、次の工事を施行する。

4 前項の工事完了後、甲及び乙は、現地立会のうえ、引継区間の引渡し並びに関係図書の引渡しを行う。

5 甲は、前項の引渡し後、引渡区間を 道 号  
の道路区域から外した場合  
線  
には、その告示写しを乙に送付するものとする。

〇〇 年 月 日

甲 熊本県知事 氏名 印

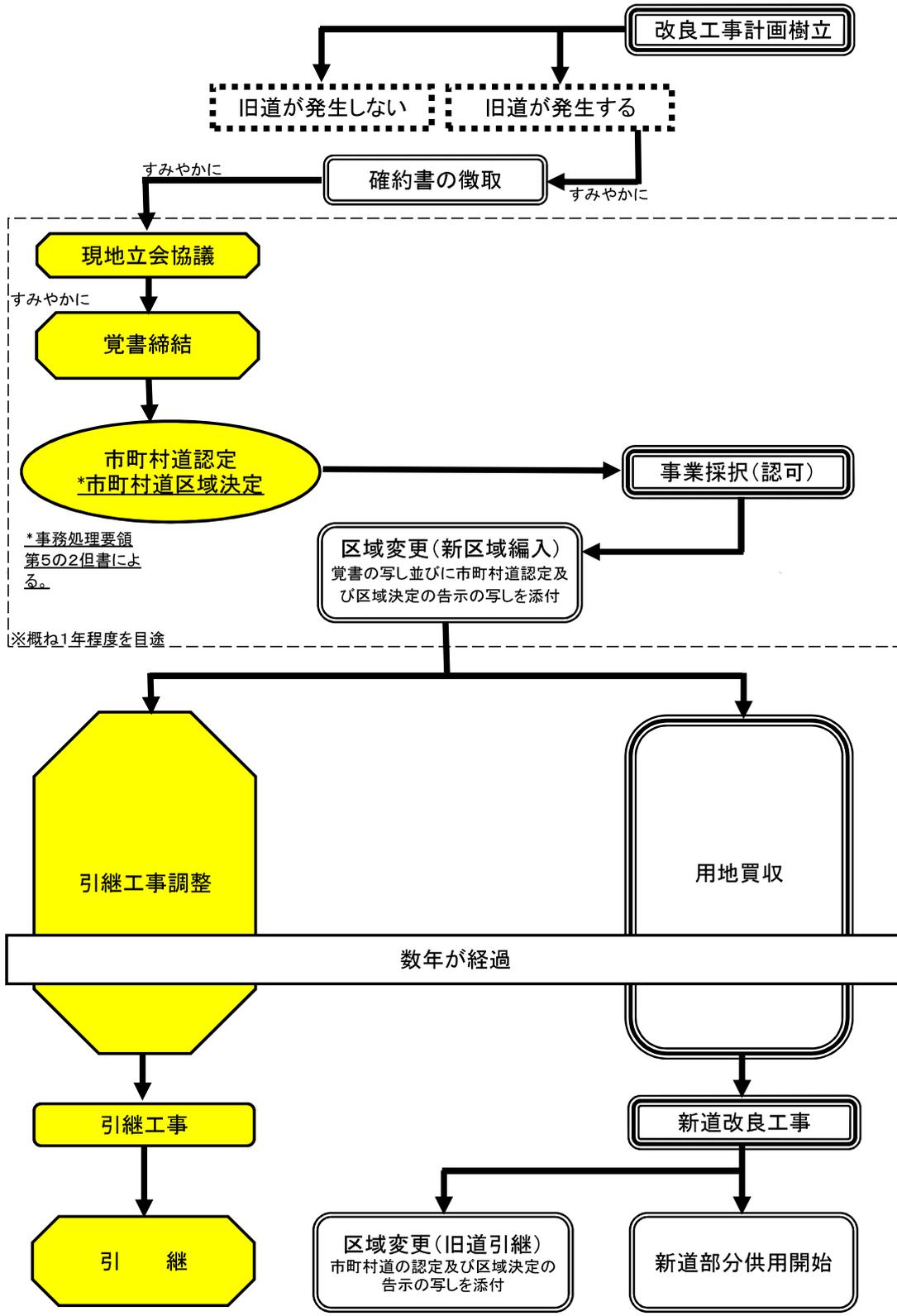
乙 市（町村）長 氏名 印

別紙様式第3  
台帳番号

旧道処理台帳

路線名	起点	番地先から					道路台帳	図面No.	整理番号				
	終点	番地先まで					図面区画	図面No.	整理番号				
旧道現況	実延長		幅員別内訳					路面別内訳		橋梁		トンネル	
			規格改良済		未改良			砂利道	舗装道				
			車道		車道		自動車交通不能	高級	簡易	個数	延長	個数	延長
	5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上	3.5m以上	3.5m未満								
処理内容	県道延長		市町村道延長			廃道延長		計					
	路線名		路線名			延長		延長					
	延長		延長										
引継工事内容	舗装	延長又は面積		事業費 千円		交通施設	延長又は面積		事業費 千円				
	強化舗装	延長又は面積		事業費 千円		橋梁補修	延長又は面積		事業費 千円				
	側溝	延長又は面積		事業費 千円		その他	延長又は面積		事業費 千円				
防災	延長又は面積		事業費 千円		事業費計	千円							
進 行 管 理													
確約書徴取年月日						引継工事完了年月日							
引継協議立会年月日						区域変更年月日 (シングル→ダブル)							
覚書締結年月日						新道工事着工年月日							
市町村道認定議決年月日						新道工事完了年月日							
市町村道認定告示年月日						新道供用開始年月日							
市町村道区域決定年月日						区域変更年月日 (ダブル→シングル)							
引継工事着工年月日						現地引継年月日							
備考													

# 旧道の市町村引継事務フローチャート



旧道処理台帳の作成及び管理

**【凡例】**

(事務主体)

- ... 県の事務
- ⬡ ... 市町村の事務
- ... 県と市町村の事務

(事務内容)

- ... 旧道引継関係
- ▭ ... 工事関係
- ▭ ... 共通